

組合員活動中の対人対物事故保障

生活クラブ京都エル・コープ 御中

下記事由発生内容により、治療費・修理費を請求します。

申請者記入欄	支部名		組合員コード		記入日	年	月	日
	フリガナ				電話	()		
	氏名				携帯	()		
	住所							

加入者が活動中に対人対物事故で賠償責任が生じたときの保障（治療費と修理費）

- ◆活動に同行する15歳未満の子どもによる事故も対象
- ◆自動車・バイク（原付）事故は対象外
- ◆対物保障は損害実額と同程度のものとする
- ◆行事保険およびケア者保険を優先して適用し、このいずれかの保険が適用された場合は、エコロ制度からの給付は行いません。
- ◆賠償責任の範囲が複数名に及ぶ場合、1事由につき保障限度額の範囲内で代表者に支給します。
- ◆ケア者保険の免責範囲の保障を実費でおこないます。
- ◆同一事故について、給付NO1と給付NO2からの二重支給はおこないません。



申請に必要な書類 ▶▶ 対人の場合は治療費領収書（コピー可）
対物の場合は現物の写真と修理費明細書もしくは新規購入費領収書

事由報告（保障限度額5万円）

【対人の場合】被害者名	氏名	電話番号	()
	住所		
【対物の場合】事故（被害）にあったもの			被害実額 円
事故発生日時	年	月	日 時頃
事故発生場所			
活動の内容			
事故の状況			
事故の原因			
治療費（実費）			円
修理費（被害実額と同程度のものの購入代金）			円
合計			円

活動内容	活動責任者サイン
------	----------

記事入務局	受付日	20	年	月	日	担当者名
	処理日	20	年	月	日	担当者名

受付番号

【個人情報の取得に関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。